

# 令和3年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年9月27日（月）

香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村
	使用者側	窪田、友國、濱田、渡部

- 議 題
- (1) 令和3年度最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて
  - (2) 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について
  - (3) 中小企業・小規模事業者への支援策の周知について
  - (4) その他

## ○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第6回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日も、高松市に香川県まん延防止等重点措置が適用されていますので、オンラインでの開催とさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、藤田委員、綾田委員が欠席されておりますが、13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、初めに、松瀬香川労働局長からご挨拶を申し上げます。

## ○松瀬労働局長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、急きよお集まりいただき、感謝申し上げます。

今般、「令和3年度最低賃金に関する基礎調査」に集計誤りを発生させてしまったことについて、委員の皆様には、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

この基礎調査の結果は、最低賃金の審議において、県内の労働者の賃金実態を把握するうえで、大変重要な資料と重々認識しているところですが、今回、基礎調査結果の集計誤りを生じさせてしまい、しかも集計内容について事務局も確認を十分行うことなく、結果として、審議会に不適切な資料を提出してしまったことについて、大変申し訳なく、重ねてお詫び申し上げます。

今年度の香川県最低賃金の改正につきましては、本年6月30日に諮問させていただき、それ以降本審、専門部会におきまして公労使各委員の皆様のご議論をいただき、28円引き上げて848円に改正するとの答申を8月5日にいただきました。その後、異議審を経て、9月1日に官報公示を行い、10月1日から改正後の最低賃金が発効することといたしました。

最低賃金の審議においては、香川労働局は事務局として、基礎調査結果に基づく賃金の実態に関する資料や雇用・経済に関する統計資料など様々な資料を委員の皆様のご議論に資するよう提供させていただきました。

しかしながら、今回、基礎調査の集計誤りにより、影響率等の集計内容を修正する事態となりました。今回、本審議会に基礎調査の集計内容を修正した資料を提出いたします。

今年度の最低賃金は、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響が厳しいものがある中、委員の皆様には、目安や各種資料等を基に大変なご苦勞をいただきながら、真摯にご議論いただき、決定いただいたものであると認識しております。

このような中で、大変申し訳ありませんが、集計誤りが今年度の

最低賃金に与えた影響について、ご審議いただきますようお願いいたします。

○賃金室長

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No. 1 (P1) 令和3年度最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて

資料No. 2 (P3) 令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果（訂正後）

資料No. 3 (P25) 令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果（訂正前）

資料No. 4 (P47) 香川県最低賃金の引き上げと、中小企業・小規模事業者への支援策としての業務改善助成金等について  
(リーフレット)

資料No. 5 (P51) 香川県最低賃金の引き上げと、中小企業・小規模事業者への支援策としての業務改善助成金等について  
(香川労働局HP)

資料No. 6 (P61) 関係団体の長あて周知依頼の要請書  
でございます。不足等はありませんか。

(各委員より「はい。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

議題(1)の「令和3年度最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて」です。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい。それでは、資料No. 1をご覧ください。

まず、1の概要ですが、「令和3年度最低賃金に関する基礎調査」について、7月27日の第2回香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会に資料として提出しました集計結果に誤りがあることが判明しました。

集計結果の訂正について、資料としましては、資料No.2が集計結果を訂正した後の資料、資料No.3が訂正前の資料となっております。数値の修正箇所は、それぞれ赤字で表記しております。

集計結果に誤りがあった箇所は、資料No.1に記載しておりますとおり、(1)の主要指標である賃金分布と、(2)の参考指標である「月平均賃金額」及び「月一人当たり労働時間数」です。

まず、(1)の賃金分布の誤りについて、実際の表で比較していただきますと、13頁の訂正後の総括表(1)、賃金階級809円の欄、上段の累積労働者数が1,292人、下段の括弧書きの累積構成比が0.8%となっております。そして、訂正前の総括表(1)は35頁、同じく809円の欄では、上段の累積労働者数が1,356人、下段の括弧書きの累積構成比が0.9%となっております。809円の欄の下の欄、810円以上の賃金階級においても、累積労働者数の誤り、あるいは、累積労働者数と累積構成比の両方に誤りがありました。

影響率につきましては、14頁の847円の欄をご覧くださいますと、累積構成比が8.3%となっております。7月27日に提出した資料では8.4%でしたので、影響率は0.1マイナスとなり、正しくは「8.3%」となります。

未満率につきましては、11頁の未満率表をご覧くださいますと、現行の県最賃820円の全体の未満率は「1.0%」と誤りはありませんでしたが、男女別において、女性の未満率に誤りがありました。

次に、(2)の参考指標である「月平均賃金額」及び「月一人当たり労働時間数」の誤りについてです。16頁の訂正後の総括表(1)と、38頁の訂正前の総括表(1)の、それぞれの「月平均賃金額」と「月一人当たり労働時間数」を比較していただきますと、桁が一

桁違っており、「月平均賃金額」と「月一人当たり労働時間数」が約 10 分の 1 の値となる誤りがありました。

資料 No. 1 に戻っていただきまして、集計結果の訂正内容の詳細は、資料 No. 2 のとおりですが、主な内容は、(1) 主要指標（賃金分布）の誤りで、賃金分布、未満率及び影響率に誤りがございました。

847 円の影響率が 8.4% となっておりますが、正しくは 8.3% でした。

(2) 参考指標である「月平均賃金額」及び「月一人当たり労働時間数」に誤りがございました。「月平均賃金額」及び「月一人当たり労働時間数」が正しい数値の約 10 分の 1 の値となっていましたということでございます。

続きまして、2 の誤りが発生した原因でございます。

基礎調査結果の集計につきましては、本省から提供された集計用アクセスファイルを用いております。

この集計表アクセスファイルの集計機能に、2 つのバグ等がありました。

一つ目が、回答データに不備があった場合にデータを修正しても「時間当たり賃金額」が自動的に再計算されない不便な仕様となっていたこと、二つ目が、特定の操作をすると「1 日の所定労働時間数」が正しい数値の約 10 分の 1 に自動修正されるバグがあったことです。

本省からは、6 月 16 日に、これらのバグ等に対応するための方法がメールにて通知されましたので、当局におきましてこの対処法を実施しました。しかしながら、本省からは、先ほど説明しました 2 つのバグ等の具体的な内容が示されておらず、また、対処法の実施のタイミングも明確には示されておりました。ですから、本来の対処法としては、最終的な集計結果を出力する直前に実施しなければならなかったのですが、本省からの実施のタイミングの指示が明確ではなかったため、異なったタイミングで対処法を実施し

ていたため、結果として集計誤りが生じてしまいました。

最後に、3の再発防止策でございます。

まず、本省の再発防止策としましては、

- ・集計用アクセスファイルを改修してバグを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう、アクセスファイル全体にわたる改修を令和4年度調査までに行う。

- ・集計用アクセスファイルの改修は今年度中速やかに行い、バグ等が早期に発見できるよう納品物のチェックを行う期間を十分に設ける。また、大きな変更が伴う改修については複数の職員でより念入りにチェックする。

- ・労働局に対してイレギュラーな作業指示等を行う際は、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックも受け、指示内容が分かりやすいものとする。その際、いつ、誰が、何のためにする作業であるか（5W1H）が明らかとなるようにする。

- ・万が一、翌年以降においても、集計誤りにつながりかねない重大なシステムの不具合等が調査実施中に見つかったときは、メール連絡で済ませるのではなく、全国会議の場でも具体的な指示・説明を行う。

次に、香川労働局の再発防止策としましては、当年度出力した結果表を過年度の結果表と見比べる等し、異常値等がないかを複数の職員で確認することを徹底し、今後、このようなことが無いように取り組んでまいります。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

○大島委員

ただ今のご説明はよく理解できました。今回の誤りの発生した原因の中にバグがありましたというお話がありましたが、今回、改修したことによるバグなのか、あるいは従来から同じようなバグがあって、たまたま今年に発生したのか、今のご説明だと、今年改修したように思えますし、次年度以降改修することなのですが、今年度はどのような改修があったのかということをお聞きしたいと思いません。

#### ○労働基準部長

今、ご質問のありました件については、私から説明させていただきます。

まず、1点目、資料No. 1の2の①の「時間当たり賃金額」が自動的に再計算されない不便な仕様となっていたこと」というところですが、ここは昨年度と今年度でやり方が変わっています。

昨年度は各企業様から紙で提出して頂いたデータを電子化して、修正があれば正しいものにしてからアクセスファイルに取り込んでいましたが、今年度は各企業様から提出いただく調査票をオンラインで頂くことも可能にしましたので、そのデータを直接アクセスファイルに取り込めるように改修しました。

それが昨年度と違う部分ですが、どうもこのあたりのことが本省で考慮されていなかったように思います。

次に、2点目、②の「特定の操作をすると「1日の所定労働時間数」が正しい数値の約10分の1に自動修正されるバグがあったこと」については、今年度に使用するために昨年度改修されたものの中にバグがあったのが確認できなかったということです。これも、改修された今年度のアクセスファイルのバグということでございます。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。大島委員いかがでしょうか。

○大島委員

今年独自のものということで、よくわかりました。

○立石委員

このソフトのバグですが、どの段階で来年度のソフトが出来上がり、どの段階で点検ができるか、というどのような流れになるのかが少しわからないので、そのあたりのご説明をお願いします。

○労働基準部長

引き続きまして、私からご説明いたします。

現時点で対処方についての時期的なものは、厚生労働省本省からの指示・連絡等はありません。

ただ、今回このような問題がありましたので、3. 再発防止策の二つ目の○の部分については早期に行われていくものと考えています。

また、一つ目の○の「アクセスファイル全体にわたる改修を令和4年度調査までに行う。」という部分については、時期的なものは厚生労働省本省から指示・連絡は受けていませんが、香川労働局として、どのようになっていくのか、今後、注視していきたいと考えています。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。立石委員よろしいでしょうか。

他の委員のかたもよろしいでしょうか。



○立石委員

はい、ありがとうございました。

○柴田会長

次に、議題（２）の「今年度の地域別最低賃金の審議への影響について」に移ります。

まずは、私の方から、審議会会長として、また、今年度の香川県最低賃金専門部会部会長として、申し上げます。

ただ今説明がありました今年度の最低賃金に関する基礎調査に集計誤りが生じたことについては、誠に遺憾であります。

最低賃金は、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力の三要素を総合的に勘案して決定することとされています。県内の労働者の賃金実態を表す基礎調査の結果は、最低賃金を検討する上で、極めて重要な指標であります。

とりわけ、今年度においては、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が厳しいものがある中で、中央最低賃金審議会から示された目安を参考にして、公労使の各委員は、事務局から提供される各種資料を勘案しながら、香川県にふさわしい最低賃金を真摯に議論し、決定するに至りました。

基礎調査の集計誤りは、内容によっては審議会の議論をミスリードする可能性があり、その結果は、県内の労働者の生活および経済に大きな影響を及ぼすということを事務局はあらためて強く自覚していただきたいと思います。

事務局には、猛省を促すとともに、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止を徹底し、信頼の回復に努めていただきたいと思います。

そして、今年度の審議において、最低賃金の引上げ額を議論する上で、基礎調査に基づく影響率の資料は重要な資料の１つではありますが、今回の再集計により影響率に変動はあるものの、今年度の最

低賃金は例年と同様、影響率だけをもって決定したわけではなく、他の指標やその他の諸事情も勘案の上、総合的に判断した結果であることから、今年度の審議結果に直接影響を及ぼすまでのものではないと考えます。

したがって、今回の集計誤りを理由として、今年度の審議結果について、再審議する必要性はないと考えます。

それでは、皆様からのご意見をお願いします。

(各委員より「必要なし。」の声あり)

○柴田会長

ありがとうございました。それでは、今年度の審議への影響として、今回の集計誤りを理由として、再審議の必要まではないという結論でよろしいでしょうか。

(各委員がうなずくのをモニターで確認)

○柴田会長

ありがとうございました。

それでは、再審議の必要はないと結論付けたいと思います。

そのほか発言はございますか。

よろしいでしょうか。

では、事務局から、他に何かありますか。

○松瀬労働局長

本日は、誠にありがとうございました。

また、大変ご迷惑をおかけしました。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済に大きな影響を及ぼします。本日、委員の皆様からいただきましたご意見を職員一同、胸に深く刻み、適正に統計処理を実施するとともに、今後の最低賃金審議会に正確な資料を提出し、さらに充実した審議をいただけるよう取り組み、審議会からの信頼回復に努めてまいります。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○柴田会長

次に、議題（３）の「中小企業・小規模事業者への支援策の周知について」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

中小企業・小規模事業者への支援につきましては、８月５日の答申において、当審議会から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、積極的に取り組むことを強く要望する」と指摘されたことにつきましては、異議審が終了した後の８月２４日に厚生労働省労働基準局長に対して文書で上申をさせていただきました。

また、中小企業・小規模事業者への支援である業務改善助成金、雇用調整助成金等については、厚生労働省においても、リーフレットやホームページを活用した周知がされていますが、香川労働局におきましては、資料No. 4 (P47)のとおり、独自のリーフレットを作成するとともに、資料No. 5 (P51)のとおり、さらに詳細な内容を香川労働局ホームページに掲載しています。また、県内の監督署やハローワークに対して、リーフレットを活用した周知を行うよう指示しているほか、資料No. 6のとおり、関係団体に対して、傘下の企業、団体に対して周知を行っていただくよう要請を行っています。

主な依頼先は、香川県経営者協会、香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会、香川県中小企業団体中央会の他、各種業界団体などとしています。

このような周知により、９月２４日時点での業務改善助成金の申請件数は５０件、申請予定件数は約１５件となっています。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

特にないようですので、それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から、何かありますか。

○賃金室長

特にありません。

○柴田会長

委員の皆様の方で、他にご発言等、ございませんか。

ないようであれば、以上を持ちまして、第6回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――